# 宮崎労働局

# **Press Release**

報道関係者 各位

#### 令和7年8月29日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部監督課

監督課長

大野 一喜

主任監察監督官 吉田恭 (代表電話)0985 (38) 8825

(直通電話)0985 (38)8834

## 長時間労働が疑われる事業場に対する 令和6年度の監督指導結果を公表します

宮崎労働局(局長 吉越 正幸)では、このたび、令和6年度に、長時間労働が疑われ る事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監 督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えてい ると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行わ れた事業場を対象としています。

対象となった124事業場のうち、67事業場(54%)で違法な時間外労働を確認したため、是 正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時 間外・休日労働が認められた事業場は、37事業場(違法な時間外労働があったもののうち 55.2%) でした。

宮崎労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の 「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

## 【監督指導結果のポイント】(令和6年4月~令和7年3月)

(1) 監督指導の実施事業場:

124 事業場

- (2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの:

67 事業場(54%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの:

37 事業場(55.2%)

うち、月100時間を超えるもの:

24 事業場(35.8%)

うち、月150時間を超えるもの:

4 事業場 (6%)

うち、月200時間を超えるもの:

0 事業場(0%)

② 賃金不払残業があったもの:

9 事業場(7.3%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:

21 事業場(16.9%)

- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況「(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場1
  - ① 過重労働による健康障害防止措置が 不十分なため改善を指導したもの:

60 事業場(48.4%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの:

12 事業場 (9.7%)

# 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年4月から令和7年3月までに実施)

## 1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和6年4月から令和7年3月までに、124事業場に対し監督指導を実施し、111事業場 (89.5%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働が あったものが67事業場、賃金不払残業があったものが9事業場、過重労働による健康障害防止 措置が未実施のものが21事業場であった。

### 表1 監督指導実施事業場数

		E6 +7 +1, 14 +1-1-	<b>24 H # # 88 F 14 A 14</b>	Ē	上な違反事項別事業	<b>美場数</b>
		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
	合計 (注1, 2)	124 (100%)	111 (89.5%)	67 (54%)	9 (7.3%)	21 (16.9%)
	商業	19 (15.3%)	17	9	1	3
	製造業	24 (19.4%)	19	10	0	4
÷	保健衛生業	36 (29%)	33	19	4	4
主な業種	接客娯楽業	5 (4.0%)	5	3	0	1
種	建設業	1 (0.8%)	1	1	0	0
	運輸交通業	21 (16.9%)	20	15	2	3
	その他の事業 (注6)	8 (6.5%)	8	7	1	2

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32・40条違反 [36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。]、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反 [衛生委員会を設置していないもの等。]、労働安全衛生法第66条違反 [健康診断を行っていないもの。]、労働安全衛生法第66条の8違反 [1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。]、労働安全衛生法第66条の8の3違反 [客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。]等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

### 表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
104	22	57	25	7	11	2
124	(17.7%)	(46%)	(20.2%)	(5.6%)	(8.9%)	(1.6%)

### 表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
124	9	37	30	10	18	20
	(7.3%)	(29.8%)	(24.2%)	(8.1%)	(14.5%)	(16.1%)

## 2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況 監督指導を実施した事業場のうち、60事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する 医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

### 表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

			指導事	T百/注:1)		
		E -+ 88 W E	旧行手	久(圧 1 /	T	
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 <sup>(注4)</sup>	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェック制度を含むメンタル ヘルス対策に関する調査審議の 実施
60	13	8	16	44	2	1

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずる こととした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めること などを指導した事業場数を計上している。

### (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、12事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

### 表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

			I ha hadd arbo	<b></b>		
			指導事	項(注1)		
		自己申告制による場合				
指導事業場数	始業・終業時刻の 確認・記録(ガイド ライン4(1))	自己申告制の説 明(ガイドライン4 (3)ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン4(3) ウ・エ)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン4(3) オ)	管理者の責務(ガ イドライン4(6))	労使協議組織の 活用(ガイドライン 4(7))
12	7	0	5	1	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

## 3 監督指導により把握した実態

### (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった67事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、37事業場で1か月80時間を、うち24事業場で1か月100時間を、うち4事業場で1か月150時間を、うち0事業場で1か月200時間を超えていた。

### 表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実 施事業場数	労働時間違					
10 T X 33X	反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
124	67	30	37	24	4	0

### (2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、18事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、58事業場でタイムカードを基礎に確認し、16事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、5事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、26事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

### 表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

	自己申告制			
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を 基礎	(注2,3)
18	58	16	5	26

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
- (注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

# 【参考】 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

					令和5年度	令和6年度
監督指導	監督	<b></b>	施	事業場	158	124
実施事業 場		う	ち、	労働基準法などの法令違反あり	122 (77. 2%)	111 (89. 5%)
	1	違	法	な時間外労働があったもの	74 (46. 8%)	67 ( <i>54. 0%)</i>
				時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間 1 か月当たり 80 時間を超えるもの	51 (68. 9%)	37 (55. 2%)
			1	か月当たり 100 時間を超えるもの	33 <i>(44. 6%)</i>	24 (35. 8%)
主な 違反内容				1 か月当たり 150 時間を超えるもの	12 <i>(16. 2%)</i>	4 (6. 0%)
				1 か月当たり 200 時間を超えるもの	1 <i>(1. 4%)</i>	0 (0.0%)
	2	賃	金	不払残業があったもの	11 <i>(7. 0%)</i>	9 (7. 3%)
	3	過	重	労働による健康障害防止措置が未実施のもの	35 ( <i>22. 2%)</i>	21 <i>(16. 9%)</i>
主な健康	1			労働による健康障害防止措置が不十分なため改善をたもの	93 <i>(58. 9%)</i>	60 (48. 4%)
障害防止 に関する 指導の状				時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよ 尊したもの	65 <i>(69. 9%)</i>	44 (73. 3%)
沿	2	労	'働	時間の把握方法が不適正なため指導したもの	24 (15. 2%)	12 (9. 7%)

# 監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

宮崎労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。 監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った 事例を紹介します。

# 事例1(飲食業)

## 立入調査で把握した事実

- ① 飲食店を運営する事業場(労働者約15人)に立入調査を実施した。
- ② 業務繁忙と人手不足のため、正社員2人について、36協定なく時間外労働を行わせ、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限(月100時間未満)を超える、**最長で1か月当たり101時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

## 労働基準監督署の指導

- ◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと
  - ・36協定なく時間外労働を行わせたことについて是正勧告 (労働基準法第32条違反)
  - ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告(労働基準法第36条第6項違反)
  - ・時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

## 長時間労働是正の取組

- **◆ 社長がリーダーシップを発揮し、全社的に労働時間の適正な管理を徹底** 
  - ・ 社長から、無駄を減らし、生産的に業務を行って、労働時間を短縮するよう指示。
  - ・時間外・休日労働の削減に向け、36協定の上限時間(月45時間)を超えるおそれがある場合は、勤怠管理システムにて、フラグをならし、管理者が、時間外労働の抑制する運用を開始。
  - ・ 勤務シフトの繰り上げ繰り下げを行い、効率的に業務が行えるように徹底し、時間外労働の削減に努めた。また、削減した時間数については、賞与に反映させる等、労働者のモチベーションを落とさないようにした。
- → 取組の結果、当該労働者の時間外・休日労働時間数は月45時間未満に減少

# 事例2(運送業)

## 立入調査で把握した事実

- ① 運送業の事業場(労働者約45人)において、運行管理者兼自動車運転者の労働者が、長時間労働が原因で心臓疾患が発症したとして労災請求がなされたため、立入調査を実施した。
- ② 当該労働者の勤務状況を確認したところ、事業立ち上げに係る業務量が集中したため、36協定で定めた上限時間(月125時間)を超える、**最長で1か月当たり161 時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

### 労働基準監督署の指導

- ◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと
  - ・36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告 (労働基準法第32条違反)
  - ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告(労働基準法第36条第6項違反)
  - ・時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

## 長時間労働是正の取組

- ◆ 体制の拡充と長期的な再発防止のための取組を実施
  - ・ 自動車運転者の新規雇用、勤務状況のチェックし、一人当たりの業務負担を軽減。 さらに、手待ち時間の削減に努めた。
- → 取組の結果、事務職の時間外・休日労働時間数は、月45時間未満、 自動車運転者の時間外・休日労働時間数は月70時間未満に減少

# 事例3(食料品製造業)

## 立入調査で把握した事実

- ① 食料品製造業の事業場(労働者約25人)に立入調査を実施した。
- ② 労働者4人について、36協定で定めた上限時間(特別条項:月88時間)を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限(月100時間未満、複数月平均80時間以内)を超える、**最長で1か月当たり139時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

## 労働基準監督署の指導

- ◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと
  - ・36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告 (労働基準法第32条違反)
  - ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告(労働基準法第36条第6項違反)
  - ・時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

## 是正の取組

- ◆ 体制の拡充と長期的な再発防止のための取組を実施
  - ・作業工程、人員員配置の変更を行い、一人当たりの業務負担を軽減し、時間外労働の短縮に努めた。
  - ・休暇管理の担当者を新たに配置し、年次有給休暇の付与、日ごとの作業員の配置 を見直し、人員不足の解消に努めた。
- → 取組の結果、当該労働者の時間外・休日労働時間数は月70時間未満に減少

# 企業が実施した長時間労働削減のための 自主的な取組事例

宮崎労働局では、11月の過重労働解消キャンペーンの一環として、宮崎労働局長が働き方改革の 取組を進めている企業との意見交換を実施しています。実施企業の中で、長時間労働の削減に向 けた積極的な取組を行っていた事例を紹介します。

# 事例

建設事業者(労働者数:約60人)

### 1 勤怠管理クラウドの導入

スマートホンやPCでの勤務開始、終了の打刻、各種申請を行うことで、会社に出勤 してから現場に行く移動時間を削減した。全ての工事現場で直行・直帰が可能と なった。

## 2 社内SNS、オンライン会議の導入

コミニケーションチャットツールを「主な連絡 手段」として、活用し、記録も残すことができ ようになった。

社内の会議、打ち合わせもオンラインで行い、 移動時間を削減した。



## 3 電子請求書・電子契約書の導入

取引先との工事注文書を電子契約で行い、請求書もクラウド上で処理を行うことで、 紙請求書でのやり取りを行わなくなり、技術者、または、取引先の業務負担を削減 した。

## 4 ICT(情報通信技術)の導入

ドローンによる空撮、測量、自動運転機能付きのICTドラグ・ショベルの活用など、 調査、測量、施工、検査等の場面でICTを活用し、労働時間や人員を削減した。

## 5 建設ディレクターの導入

技術者の書類作成や掲示物の作成など、技術者業務の分業を行い、技術者の労働時間を削減した。

### ◆ 取組の効果

- ・土木の技術者の時間外労働、平成29年:月100時間⇒平成30年:月70時間⇒ 令和元年:月40時間。
- ・休日の状況

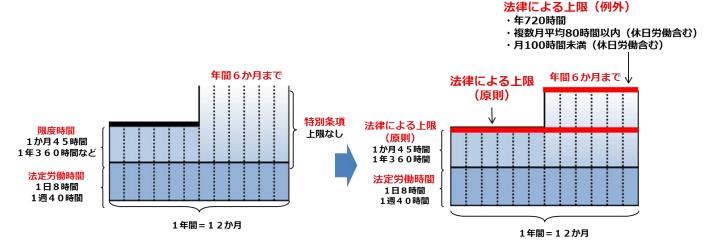
平成29年:年間休日90日⇒令和6年:年間休日115日。

# 参考資料

## ■ 時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により改正された労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間(限度時間)とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)とされた。

- ※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。
- ※平成31年4月1日施行/中小企業は令和2年4月1日施行/一部、令和6年4月1日から適用開始。



## < 令和6年度適用開始業務等>

事業・業務	令和6年4月1日以降
建設事業	<ul> <li>●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、</li> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。</li> </ul>
自動車運転の業務	<ul> <li>◆特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。</li> <li>◆時間外労働と休日労働の合計について、</li> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。</li> <li>◆時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
医業に従事する医師	<ul> <li>◆特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。</li> <li>◆時間外労働と休日労働の合計について、</li> <li>✓ 2 ~ 6 か月平均80時間以内とする規制は適用されません。</li> <li>◆時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6 か月までとする規制は適用されません</li> <li>◆医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。</li> <li>※ 医業に従事する医師の一般的な上限時間(休日労働含む)は年960時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。</li> <li>地域医療確保費定特例水準(B・連携B水準)又は集中的技能向上水準(C水準)の対象の医師の上限時間(休日労働</li> </ul>
	含む)は年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。
鹿児島県及び沖縄県における 砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。

# 労働時間適正把握ガイドライン

## 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

## 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

## 始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、これを記録すること。(ガイドライン4(1))

### 自己申告により労働時間を把握する場合の措置

- ① 自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。(ガイドライン4(3)ア・イ)
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内 にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をする こと。(ガイドライン4(3)ウ・エ)
- ③ 労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。(ガイドライン4(3)オ)

### 労働時間を管理する者の職務

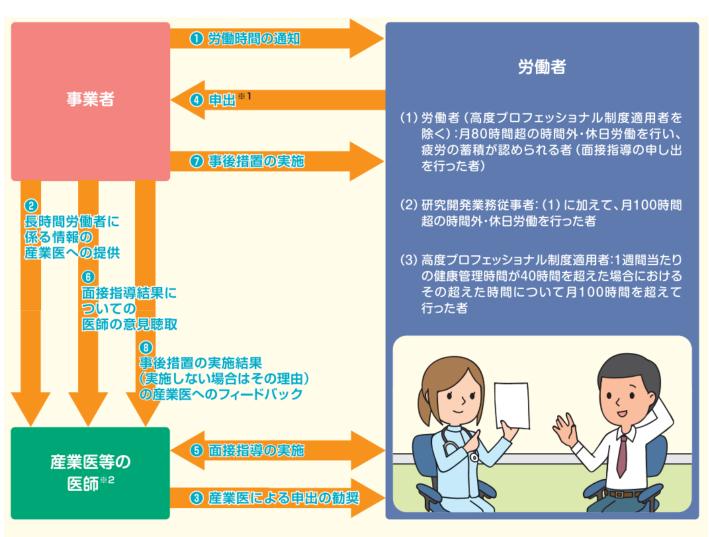
事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。 (ガイドライン4(6))

### 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。(ガイドライン4(7))

# ■ 長時間労働者への医師による面接指導制度

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、事業者は長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導により、当該労働者の健康状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じます。



- ※1 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について月100時間を超えて行った高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象。
- ※2 労働者数50人未満の小規模事業場は、地域産業保健センターの活用が可能。



# ■ ストレスチェック制度

- 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況に ついて検査を行い、労働者自身のストレスへの気付きを促し、個々のストレスを低減する とともに、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導を実施することで、メ ンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。加えて、職場環境の改善に つなげることで、ストレスの要因そのものの低減に努めることを事業者に求めるものです。
- ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施については、平成27年12月に労働者数50人以上の事業場において義務化されました。また、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にも義務化されます(公布後3年以内に施行)。

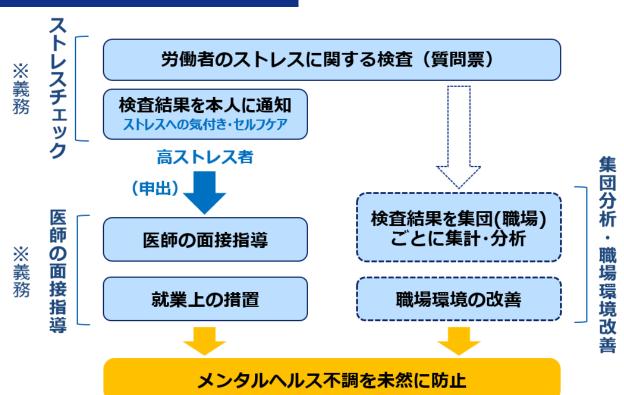
## ストレスチェックの実施

・常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。

## 面接指導の実施

- ・高ストレス者と選定された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施する必要があります。
- ・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、 就業上の措置を講じる必要があります。
- ※労働者数50人以上の事業場においては、ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告する必要があります。

## ストレスチェック制度の流れ



※努力義務

# ■ 働き方改革推進支援助成金のご案内

## 業種別課題対応コース

特定の業種を対象とし、生産性を向上させ、時間外労働の削減、 週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き 方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さま を支援します。



コース別HPはこちら

## 労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

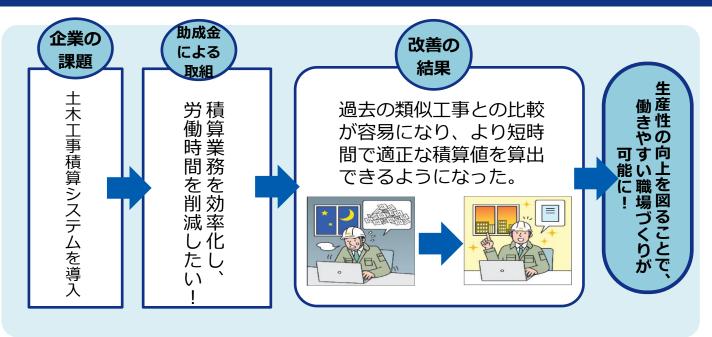
# 勤務間インターバル導入コース

生産性を向上させ、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

# 助成金の活用事例(業種別課題対応コース(建設業)の事例)





ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する 都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室に お尋ねください。 14

